

**別杵速見地域広域市町村圏事務組合
変更事項に係る添付書類一覧【物品・役務】**

「変更届」に下記の必要書類を添付して提出してください

変更事項		法人	個人	添付書類
1	屋号の変更	/	-	※変更届のみ提出（添付書類なし）
2	婚姻等による氏名変更	/	○	・身元証明書(身分証明書)(写し可) 届出日から3か月以内
3	名称(商号)の変更・代表者変更	○	/	・履歴事項全部証明書(写し可) 届出日から3か月以内 登記ができない組合は、「定款」「組合員名簿」を提出 ・代表者変更の場合は、変更届の別紙も提出すること。
4	本店住所／所在地・連絡先の変更	○	-	・法人の住所変更の場合のみ、履歴事項全部証明書(写し可) 届出日から3か月以内 登記ができない組合は、「定款」を提出
5	委任先(営業所等)の変更	○	/	圏域内の営業所等を委任先とする場合のみ ・変更届 別紙 ・市(町)納税(完納)証明書(写し可) 届出日から3か月以内 (※圏域内＝別府市・杵築市・日出町)
6	委任先情報(委任代理人・住所／所在地・連絡先)の変更	-	/	※変更届のみ提出（添付書類なし）
7	登録業種の変更	△	△	(該当する場合は提出) ・営業概要申請書 ・営業に関する各種調書 次の業種を追加する場合に調書が必要になります。 ・印刷 大分類:物品の製造・販売、小分類:④フォーム印刷、 ⑤その他印刷類・・・調書別紙1及び2 ・車両整備 大分類:役務の提供、小分類:⑩車両・船舶整備、 細分類:01自動車等点検整備、03その他車両修理等 ・・・調書別紙3 ・地籍調査 大分類:役務の提供、小分類:③調査・研究、 細分類:01地籍調査・・・調書別紙4-1、4-2 ・許認可証、資格者証等
8	実印の変更	○	○	・実印の印鑑登録証明書(写し可) 届出日から3か月以内
9	使用印鑑の変更	○	○	・使用印鑑届
10	資格の取り下げ	-	-	※変更届のみ提出（添付書類なし）

※「○」印は提出が必須です。「△」印は必要業者のみ提出してください。

※提出書類への押印は不要となりました。(ただし使用印鑑届は除く)